

令和3年 1月27日  
教育庁 高校教育課

(設置目的)

第1条 本県高等学校において、次の目的を達成するために、本組織を設置する。

- (1) 文理にとらわれない多様な学びである探究型学習を通して、SDGsの実現を目指す意識を醸成し、地域のみならず日本、世界で活躍し、次の社会を牽引する新たな価値や産業を創造し得る力を有し、社会の発展に寄与できる人材育成を図る。
- (2) 前号を実現するため、これまでの基礎的・基本的な知識・技能の学びを大切にしながら、次の社会を担う高校生に必要とされる資質・能力を育むための「探究的な学び」を推進する。
- (3) 本組織に参加する各高等学校等が、それぞれの特色を生かしながら、全県的に「探究的な学び」の浸透と、その指導方法の充実を図るための拠点校となるとともに、更なる本県の高校教育の進展と活性化につながる取組を行う。

(名称)

第2条 本組織は、みやざきSDGs\*教育コンソーシアム（以下「MSEC」という。）と称する。

※：2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す国際社会共通の目標。地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を反映した取組の推進が奨励されており、本県の施策にも取り込んでいくことが重要である。

(事業活動)

第3条 MSECは、第1条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) MSEC協議会
  - ア 構成機関における教育プログラムの情報共有
  - イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修
  - ウ 県内高校生による発表大会の企画
- (2) MSECフォーラム
  - ア 県内高校生による探究型学習の発表
  - イ 発表の場を経験することによる県内高校生の思考力・判断力・表現力の養成
  - ウ 構成機関における教員の発表大会の企画・運営及び評価の方法の研修
- (3) 構成機関主催の教育プログラム及び諸企画の広報
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業活動

(構成機関等)

第4条 MSECは、別表1に掲げる構成機関及び別表2に掲げる支援機関をもって構成する。

- 2 MSECには、代表機関、会長、副会長及び幹事を置く。
- 3 代表機関は教育庁高校教育課とする。
- 4 会長は、教育庁高校教育課長とする。
- 5 副会長は、教育庁高校教育課課長補佐（政策）及び第6条第6項に掲げる者とする。
- 6 幹事は、教育庁高校教育課指導主事及び第6条第7項に掲げる者とする。

(構成機関の役割)

第5条 前条の構成機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な連携・協力を推進する。

- (1) 協議会への出会に関すること。
- (2) MSECが主催する行事の運営に関すること。
- (3) その他構成機関が協議して必要と認める事項

(幹事校)

第6条 MSECにおける事業活動の企画・立案を担う高等学校・中等教育学校を幹事校とする。

- 2 幹事校は7校以内とする。
- 3 幹事校は、構成機関の互選で定める。
- 4 幹事校の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 幹事校にMSECの副会長及び幹事を置く。
- 6 副会長は、幹事校の校長とする。
- 7 幹事は、幹事校の教諭等とする。

(会議)

第7条 MSECは、MSEC協議会（以下「協議会」という。）のほか、MSEC幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(1) 協議会

協議会は、加盟校の1名以上の者をもって構成し、会長を議長とし、幹事会の原案をもとに次の協議・研修等を行う。

- ア 構成機関における教育プログラムの情報共有
- イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修
- ウ 県内高校生による発表大会の企画

(2) 幹事会

幹事会は、幹事により構成し、会長を議長とし、次の協議等を行う。

- ア MSEC協議会における協議内容の企画・立案
- イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修の企画・立案
- ウ 県内高校生による発表大会の企画・立案

(支援機関の役割)

第8条 第4条の支援機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な支援を行う。

- (1) MSECが主催する行事に関すること。
- (2) その他支援機関が協議して必要と認める事項

(新規加盟)

第9条 新規にMSECへ加盟する団体は、代表機関に随時申請を行い、代表機関が適切な団体と判断したときは、加盟を認めることができる。

(庶務)

第10条 MSECの庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、MSECの運営に関し必要な事項は、教育庁高校教育課長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和3年1月27日から施行する。

別表1 (第4条関係) 構成機関

機 関 名
宮崎県教育庁高校教育課 (代表機関)
宮崎北高等学校
宮崎大宮高等学校
五ヶ瀬中等教育学校
宮崎南高等学校
飯野高等学校
高鍋農業高等学校
延岡高等学校
宮崎西高等学校
都城泉ヶ丘高等学校
宮崎海洋高等学校
高鍋高等学校
都城西高等学校
延岡星雲高等学校
日向高等学校
宮崎県高等学校文化連盟自然科学専門部

別表2 (第4条関係) 支援機関

なし
----

2 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置目的)</p> <p>第1条 本県高等学校において、次の目的を達成するために、本組織を設置する。</p> <p>(1) 文理にとらわれない多様な学びである探究型学習を通して、SDGsの実現を目指す意識を醸成し、地域のみならず日本、世界で活躍し、次の社会を牽引する新たな価値や産業を創造し得る力を有し、社会の発展に寄与できる人材育成を図る。</p> <p>(2) 前号を実現するため、これまでの基礎的・基本的な知識・技能の学びを大切にしながら、次の社会を担う高校生に必要とされる資質・能力を育むための「探究的な学び」を推進する。</p> <p>(3) 本組織に参加する各高等学校等が、それぞれの特色を生かしながら、全県的に「探究的な学び」の浸透と、その指導方法の充実を図るための拠点校となるとともに、更なる本県の高校教育の進展と活性化につながる取組を行う。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本組織は、みやざきSDGs教育コンソーシアム(以下「MSEC」という。)と称する。</p>	<p>(設置目的)</p> <p>第1条 本県高等学校において、次の目的を達成するために、本組織を設置する。</p> <p>(1) 文理にとらわれない多様な学びである探究型学習を通して、SDGsの実現を目指す意識を醸成し、地域のみならず日本、世界で活躍し、次の社会を牽引する新たな価値や産業を創造し得る力を有し、社会の発展に寄与できる人材育成を図る。</p> <p>(2) 前号を実現するため、これまでの基礎的・基本的な知識・技能の学びを大切にしながら、次の社会を担う高校生に必要とされる資質・能力を育むための「探究的な学び」を推進する。</p> <p>(3) 本組織に参加する各高等学校等が、それぞれの特色を生かしながら、全県的に「探究的な学び」の浸透と、その指導方法の充実を図るための拠点校となるとともに、更なる本県の高校教育の進展と活性化につながる取組を行う。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本組織は、みやざきSDGs*教育コンソーシアム(以下「MSEC」という。)と称する。</p> <p>※：2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs(持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals)は、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す国際社会共通の目標。地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を反映した取組の推進が奨励されており、本県の施策にも取り込んでいくことが重要である。</p>

(別紙)

(事業活動)

第3条 MSECは、第1条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

(1) MSEC協議会

- ア 構成機関における教育プログラムの情報共有
  - イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修
  - ウ 県内高校生による発表大会の企画
- (2) MSEC幹事会
- ア MSEC協議会における協議内容の企画・立案
  - イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修の企画・立案
  - ウ 県内高校生による発表大会の企画・立案

(3) MSECフォーラム

- ア 県内高校生による探究型学習の発表
  - イ 発表の場を経験することによる県内高校生の思考力・判断力・表現力の養成
  - ウ 構成機関における教員の発表大会の企画・運営及び評価の方法の研修
- (4) 構成機関主催の教育プログラム及び諸企画の広報
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業活動

(構成機関等)

第4条 MSECは、別表に掲げる機関をもって構成する。

- 2 MSECには、代表機関、会長、副会長、幹事及び副幹事を置く。
- 3 代表機関は教育庁高校教育課とする。
- 4 会長は、教育庁高校教育課長とする。
- 5 副会長は、教育庁高校教育課課長補佐（政策）及び第6条第6項に掲げる者とする。
- 6 幹事は、教育庁高校教育課指導主事とする。

(事業活動)

第3条 MSECは、第1条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

(1) MSEC協議会

- ア 構成機関における教育プログラムの情報共有
- イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修
- ウ 県内高校生による発表大会の企画

(2) MSEC幹事会

- ア MSEC協議会における協議内容の企画・立案
- イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修の企画・立案
- ウ 県内高校生による発表大会の企画・立案

(2) MSECフォーラム

- ア 県内高校生による探究型学習の発表
  - イ 発表の場を経験することによる県内高校生の思考力・判断力・表現力の養成
  - ウ 構成機関における教員の発表大会の企画・運営及び評価の方法の研修
- (3) 構成機関主催の教育プログラム及び諸企画の広報
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業活動

(構成機関等)

第4条 MSECは、別表1に掲げる構成機関及び別表2に掲げる支援機関をもって構成する。

- 2 MSECには、代表機関、会長、副会長、及び幹事及び副幹事を置く。
- 3 代表機関は教育庁高校教育課とする。
- 4 会長は、教育庁高校教育課長とする。
- 5 副会長は、教育庁高校教育課課長補佐（政策）及び第6条第6項に掲げる者とする。
- 6 幹事は、教育庁高校教育課指導主事及び第6条第7項に掲げる者とする。

(別紙)

7 副幹事は、第6条第7項に掲げる者とする。

(構成機関の役割)

第5条 前条の構成機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な連携・協力を推進する。

- (1) 協議会への出会に関すること。
- (2) MSECが主催する行事の運営に関すること。
- (3) その他構成機関が協議して必要と認める事項

(幹事校)

第6条 MSECは、スーパーサイエンスハイスクール科学技術人材育成重点校の採択校（以下「SSH重点校」という。）、ワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業の拠点校（以下「WWL拠点校」という。）及びその他のMSECにおける教育学校を幹事校とする。

- 2 幹事校は5校以内とする。
- 3 SSH重点校及びWWL拠点校以外の幹事校は、構成機関の互選で定める。
- 4 幹事校の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 幹事校にMSECの副会長及び副幹事を置く。
- 6 副会長は、幹事校の校長とする。
- 7 副幹事は、幹事校の教諭等とする。

(会議)

第7条 MSECは、MSEC協議会（以下「協議会」という。）のほか、MSEC幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- (1) 協議会

る。

(構成機関の役割)

第5条 前条の構成機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な連携・協力を推進する。

- (1) 協議会への出会に関すること。
- (2) MSECが主催する行事の運営に関すること。
- (3) その他構成機関が協議して必要と認める事項

(幹事校)

第6条 MSECは、スーパーサイエンスハイスクール科学技術人材育成重点校の採択校（以下「SSH重点校」という。）、ワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業の拠点校（以下「WWL拠点校」という。）及びその他のMSECにおける事業活動の企画・立案を担う高等学校・中等教育学校を幹事校とする。

- 2 幹事校は7校以内とする。
- 3 SSH重点校及びWWL拠点校以外の幹事校は、構成機関の互選で定める。
- 4 幹事校の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 幹事校にMSECの副会長及び副幹事を置く。
- 6 副会長は、幹事校の校長とする。
- 7 副幹事は、幹事校の教諭等とする。

(会議)

第7条 MSECは、MSEC協議会（以下「協議会」という。）のほか、MSEC幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- (1) 協議会

(別紙)

協議会は、加盟校の1名以上の者をもって構成し、会長を議長とし、幹事会の原案をもとに協議を行う。

(2) 幹事会

幹事会は、幹事、副幹事により構成し、幹事を議長とし、協議を行う。

協議会は、加盟校の1名以上の者をもって構成し、会長を議長とし、幹事会の原案をもとに次の協議・研修等を行う。

- ア 構成機関における教育プログラムの情報共有
- イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修
- ウ 県内高校生による発表大会の企画

(2) 幹事会

幹事会は、幹事、副幹事により構成し、幹事会長を議長とし、次の協議等を行う。

- ア MSEC協議会における協議内容の企画・立案
- イ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修の企画・立案
- ウ 県内高校生による発表大会の企画・立案

(支援機関の役割)

第8条 第4条の支援機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な支援を行う。

- (1) MSECが主催する行事に関すること。
- (2) その他支援機関が協議して必要と認める事項

(新規加盟)

第8条 新規にMSECへの加盟を希望する団体は、代表機関に随時申請を行い、代表機関が適切な団体と判断したときは、加盟を認めることができる。

(庶務)

第9条 MSECの庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(新規加盟)

第9条 新規にMSECへの加盟を希望する団体は、代表機関に随時申請を行い、代表機関が適切な団体と判断したときは、加盟を認めることができる。

(庶務)

第10条 MSECの庶務は、教育庁高校教育課において処理する。



(別紙)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、MSECの運営に関し必要な事項は、教育庁高校教育課長が別に定める。

別表 (第4条関係)

機 関 名
宮崎県教育庁高校教育課 (代表機関)
宮崎北高等学校
宮崎大宮高等学校
五ヶ瀬中等教育学校
宮崎南高等学校
飯野高等学校
高鍋農業高等学校
延岡高等学校
宮崎西高等学校
都城泉ヶ丘高等学校
宮崎海洋高等学校
高鍋高等学校
都城西高等学校
延岡星雲高等学校
日向高等学校

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、MSECの運営に関し必要な事項は、教育庁高校教育課長が別に定める。

別表1 (第4条関係) 構成機関

機 関 名
宮崎県教育庁高校教育課 (代表機関)
宮崎北高等学校
宮崎大宮高等学校
五ヶ瀬中等教育学校
宮崎南高等学校
飯野高等学校
高鍋農業高等学校
延岡高等学校
宮崎西高等学校
都城泉ヶ丘高等学校
宮崎海洋高等学校
高鍋高等学校
都城西高等学校
延岡星雲高等学校
日向高等学校
宮崎県高等学校文化連盟自然科学専門部

別表2 (第4条関係) 支援機関

(別紙)

	なし
--	----

附 則

この設置要綱は、令和3年1月27日から施行する。